

4 業務のご紹介

- 1 JBICのスキーム……………66
- 2 近年の特徴的な支援体制……………77
- 3 中堅・中小企業の海外事業展開に向けた支援体制……79



輸出金融

日本企業や日系現地法人等の機械・設備や技術等の輸出・販売を対象とした融資で、外国の輸入者（買主）または外国の金融機関等向けに供与しています。とりわけ船舶や発電設備等をはじめとするプラントには、多くの高度な技術が導入されており、その輸出は日本の産業の高度化にも貢献しています。また、日本国内の造船業界やプラント業界は、部品製造に携わる中堅・中小企業等関連企業の裾野も広く、輸出金融による支援はこうした国内企業への波及効果も期待されます。なお、特定分野^(注)については先進国向け輸出の場合にも適用可能です。

融資条件については、OECD公的輸出信用アレンジメントに基づき決定します。原則として、融資金額は輸出契

約金額、技術提供契約金額の範囲内で、頭金部分を除いた金額です。ローカル・コストは、OECD公的輸出信用アレンジメントで定める範囲内で融資対象に含めることも可能です。

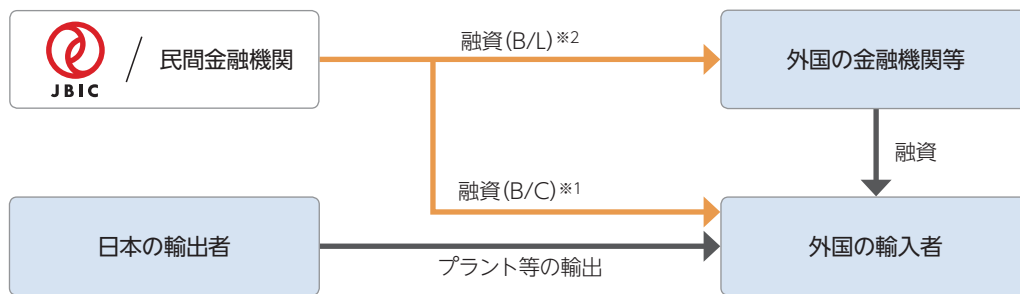
(注) 先進国向け支援の対象分野 (2019年8月末時点)

[インフラ輸出案件]

鉄道(都市間高速、都市内)、道路、水事業、バイオマス燃料製造、再生可能エネルギー源発電、原子力発電、変電・送配電、高効率石炭発電、石炭ガス化、二酸化炭素の回収・貯蔵(CCS)、高効率ガス発電、石油・化学製品製造、廃棄物焼却・発電、スマートグリッド

[その他輸出案件]

船舶、人工衛星、航空機、陽子線等を用いる医療機器



※1: 外国の輸入者に対する融資(バイヤーズ・クレジット(B/C))

※2: 外国の金融機関に対する融資(バンクローン(B/L))

日本の造船所が建造する鋼材等運搬船輸出を支援



JBICは、台湾法人Ta Tong Marine Co., Ltd. (TTM) グループのパナマ法人 MacLin Spring Maritime S.A. との間で、船舶輸出バイヤーズ・クレジットの貸付契約を締結しました。TTMグループは、台湾を拠点とする、ばら積み船の保有・運航を専門とする船主です。本融資は、TTMグループが日本の(株)

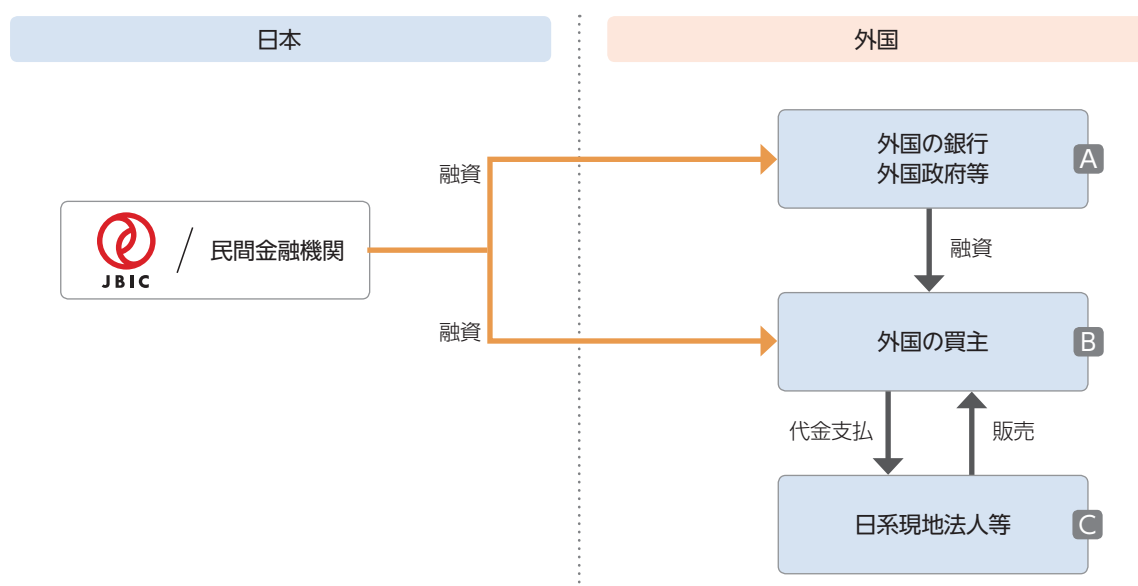
大島造船所により建造される55,200重量トン(DWT)の鋼材等運搬船1隻を購入する資金に充てられます。

本融資は、地域経済において大きな役割を果たしている日本の造船所が建造する船舶の輸出を金融面から支援し、日本の造船業の国際競争力の維持・向上に貢献するものです。

ローカル・バイヤーズ・クレジット(ローカル・バイクレ)

ローカル・バイヤーズ・クレジット(ローカル・バイクレ)は、日系現地法人等により海外で生産される設備や技術の輸出・販売に必要な資金を外国の買主に対して直接融資するものです。

ローカル・バイクレは、日系現地法人等が生産・販売する財・サービスを購入する買主(バイヤー)に対する融資を通じて、日本企業の海外拠点の取引を支援することを目的としたものです。なお、外国の銀行等を経由した融資も可能です。



A、B、Cの所在国が異なる場合もローカル・バイクレの適用が可能。

インドネシア向けポリエチレン製造プラントの輸出を支援



JBICは、インドネシア法人PT. Chandra Asri Petrochemical Tbk (CAP)との間で、バイヤーズ・クレジットおよびローカル・バイヤーズ・クレジットの貸付契約を締結しました。本件は、CAPがジャワ島西部の石油化学コンプレックス内に、ポリエチレン製造プラントを新設するため、東洋エンジニアリング(株)等からプラント設備一式および、これに関する現地での設計・工事監理等に関する

役務を購入するための資金を融資するものです。

インドネシアでは、経済成長に伴う石油化学製品の需要増大に対して国内生産能力が追いつかず、輸入に依存する状態が続いています。本プロジェクトはポリエチレンの輸入代替に寄与するとともに、日本企業による石油化学製品プラントの機器等の輸出を支援するものです。

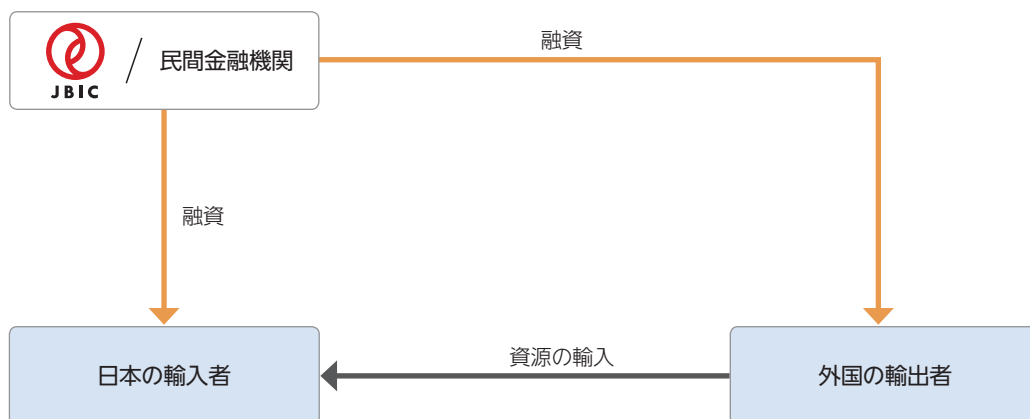
輸入金融

日本企業による資源等、重要物資の輸入に対する融資で、日本の輸入者に対するもの、外国の輸出者に対するものがあります。天然資源に乏しい日本にとって、資源を長期安定的に確保することは経済活動の大切な基盤の一つであり、輸入金融は石油・天然ガス(LNG)・石炭といったエネルギー資源や鉄鉱石・銅・レアメタルといった鉱物資源等の輸入のために用いられています。

なお、資源以外にも航空機等、国民経済の健全な発展のために真に必要な製品の輸入については、保証機能を活用することにより支援しています(P72参照)。

融資対象輸入品目(資源)

石油、石油ガス、天然ガス、石炭、ウラン、金属鉱物、金属、燐鉱石、蛍石、塩、木材、木材チップ、パルプ等。



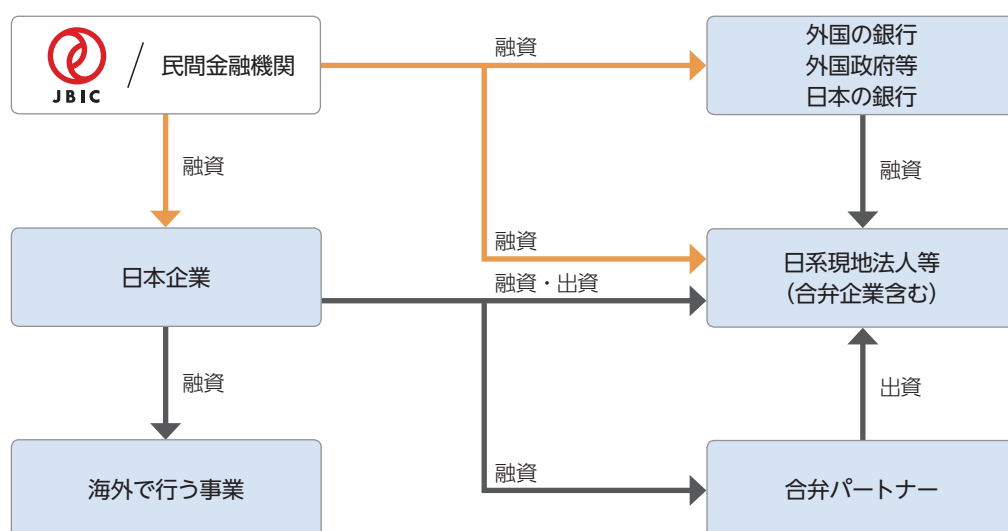
投資金融

日本企業の海外投資事業に対する融資で、日本企業（投資者）に対するもの、日系現地法人（合併企業含む）またはこれに貸付・出資を行う外国の銀行・政府等に対するものがあります。

日本の国内企業向け融資については、中堅・中小企業向けの場合のほか、日本にとって重要な資源の海外における開発および取得の促進のために行う案件ならびにM&A等への支援を目的とした案件（これらは大企業向けを含む）が対象となります。また、中堅・中小企業を含む日本企業による海外事業展開支援のためのツー・ステップ・ローン(TSL)や、国内企業によるM&A等への支援を目的としたTSLも可能です。併せて、JBICが長期資金の融

資を行うまでの「つなぎ資金」が必要な場合については、海外で事業を行うための短期資金の供与も可能です。また、重要な資源の開発・取得に関する投資事業のほか、特定分野^(注)については先進国での投資事業に対する融資も可能です。

(注) 先進国向け投資金融の支援対象分野（2019年8月末時点）
 鉄道（都市間高速、都市内）、道路、水事業、バイオマス燃料発電、再生可能エネルギー発電、原子力発電、変電・送配電、高効率石炭発電、石炭ガス化、二酸化炭素の回収・貯蔵（CCS）、高効率ガス発電、スマートグリッド、高度情報通信ネットワーク整備、船舶の製造・運用等、人工衛星の打上げ・運用等、航空機の整備・販売等、陽子線等を用いる医療事業、石油・ガス化学製品製造、廃棄物焼却・発電、M&A等支援



タイのガス複合火力発電事業への日本企業の参画を支援

「質高インフラ環境成長ファシリティ」案件



JBICは、三井物産（株）が出資するタイ法人Gulf SRC Company Limited (GSRC)との間で、同国Gulf SRCガス複合火力発電事業を対象として、プロジェクトファイナンス^(注1)による貸付契約を締結しました。本プロジェクトは、GSRCが、タイ東部のヘマラート工業団地でガス複合火力発電所を建設・所有・運営し、25年間にわたり売電するものです。

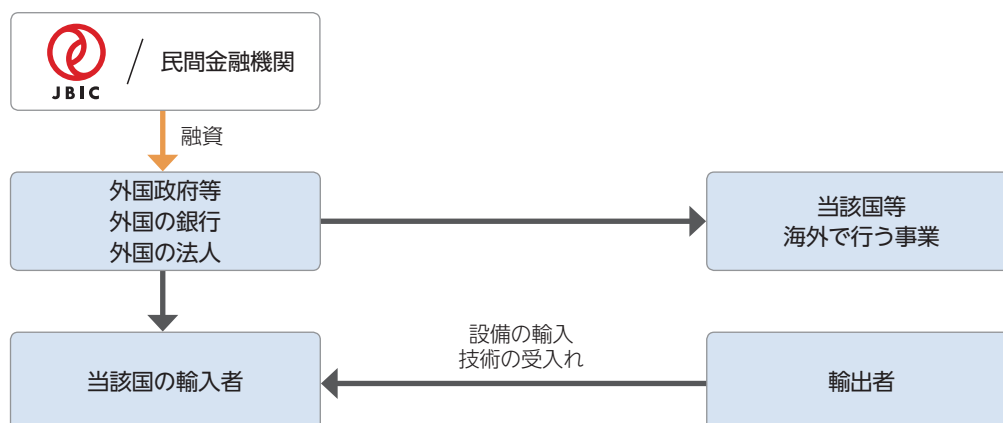
(注1) プロジェクトに対する融資の返済原資を、そのプロジェクトの生み出すキャッシュフローに限定する融資スキーム。

タイの電源開発計画によると、電力需要は2036年まで年平均3.9%増加する見通しであり、本プロジェクトは主要なベースロード電源として同計画に位置付けられています。また、タイに進出している日系企業への電力の安定供給の観点からも有意義なプロジェクトであり、タイのインフラ基盤整備に寄与するとともに、日本企業の海外経済活動にも貢献するものです。

事業開発等金融

事業開発等金融とは、開発途上国等による事業および当該国の輸入に必要な資金、もしくは当該国の国際収支の均衡、もしくは通貨の安定を図るために必要な資金を供与するものです(日本企業からの投資や資機材の購入を条件としません)。

事業開発等金融による資金は、日本との貿易・投資関係の維持・拡大、日本のエネルギー・鉱物資源の安定的確保、日本企業の事業活動の促進、高い地球環境保全効果を有する案件への融資および国際金融秩序の維持等につながるプロジェクトへの融資等に用いられます。



ブラジルにおける再生可能エネルギー事業を支援



JBICは、ブラジル国立経済社会開発銀行(Banco Nacional de Desenvolvimento Econômico e Social: BNDES)との間で、クレジットラインを設定しました。本クレジットラインは、地球環境保全業務(GREEN)(P62参照)の一環として、ブラジルにおける再生可能エネルギー事業に必要な資金をBNDESを通じて融資するためのものです。本クレジットラインは、地球環境保全

「質高インフラ環境成長ファシリティ」案件

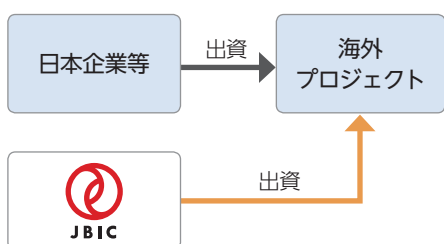
目的に資するインフラ整備を幅広く支援することを目的とした質高インフラ環境成長ファシリティ(QI-ESG)(P62参照)の下で行われるものです。

BNDESは、ブラジルの政府系金融機関であり、ブラジル経済の持続可能な発展の支援をそのミッションに掲げ、再生可能エネルギー事業を積極的に支援しています。

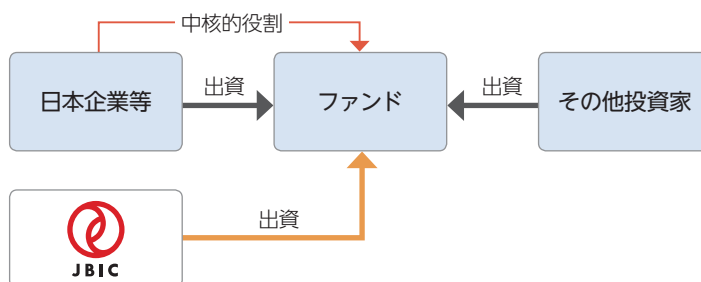
出資

海外において事業を行う日本企業の出資法人や、日本企業等が中核的役割を担うファンド等に対して出資するもので、原則として以下の形態で出資しています。

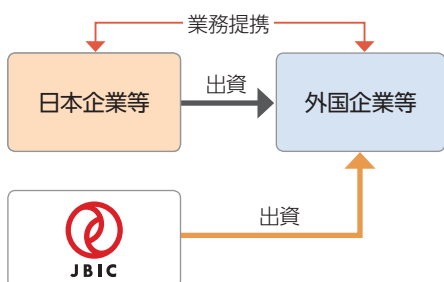
■ 日本企業等がプロジェクトに出資する場合



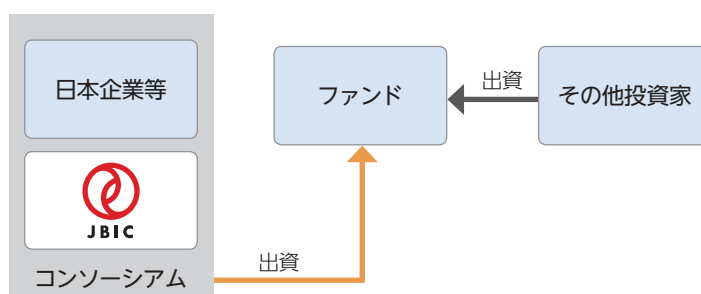
■ 日本企業等がファンドに出資する場合 (ジェネラルパートナー等となって運営方針や投資対象の決定の中核的役割を果たす場合)



■ 日本企業等が業務提携のために外国企業等に出資する場合



■ 国際的なファンドに対して日本企業等がコンソーシアムを形成して参画する場合



日本企業の海外M&Aを支援

「海外展開支援出資ファシリティ」案件

JBICは、JX金属(株)およびドイツ法人JX Metals Deutschland GmbH (JXMD社)との間で、JBICによるJXMD社種類株式取得に関する株主間契約を締結しました。本件は、JX金属がJXMD社を通じて、ドイツ法人H.C. Starck Tantalum and Niobium GmbH (HCS TaNb社)の全株式を取得する資金調達を、JBICが出資により支援するものです。

(注1) 情報通信機器・デジタル家電に内蔵されるコンデンサの材料や半導体の薄膜形成用の材料等として使用される。

HCS TaNb社は、エレクトロニクス産業等で使用されるタンタル・ニオブ製品(高純度金属粉)^(注1)の開発、製造、販売事業を展開する世界有数の企業です。JX金属は、HCS TaNb社の全株式を取得するとともに、同社の高い技術力およびマーケティング力を活かした、先端素材分野の強化を目指しています。

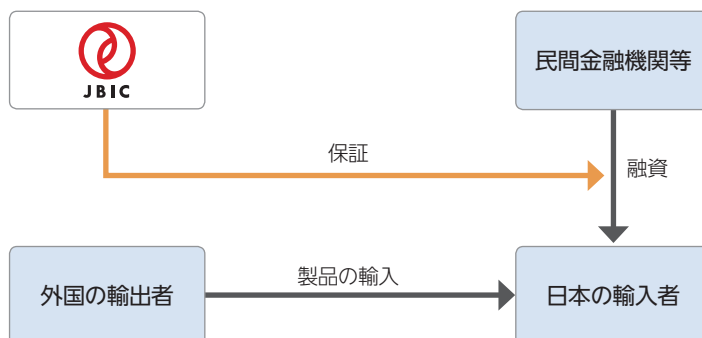
保証

JBICは、出融資に加え、民間金融機関等の融資および開発途上国政府や現地日系企業等の発行する公社債に対する保証、通貨スワップ取引への保証、他国輸出信用

機関が行う保証への再保証等、保証機能も活用した支援を行っています。

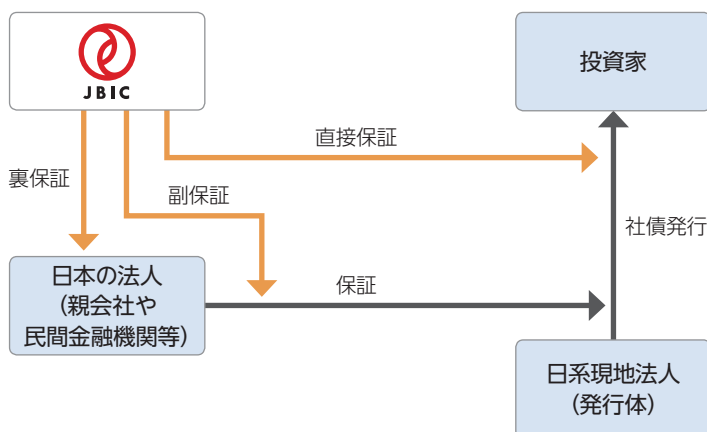
■ 製品輸入保証

航空機等、日本にとって重要な製品の輸入について、日本の法人が必要な資金を借り入れた場合に当該債務を保証します。



■ 現地日系企業が発行する社債への保証

現地日系企業が海外市場において発行する社債に対し、保証制度を活用して支援を行います。



航空機の輸入のための民間金融機関融資に対する保証



JBICは、ANAホールディングス(株)(ANAHD)の航空機輸入に関する民間金融機関(計11行)融資の元本および利息等を対象とする保証契約に調印しました。本件は、ANAグループが運航する航空機を米国法人The Boeing Companyから輸入するために必要な資金について、ANAHDが民間金融機関より借り入れることを支援するものです。

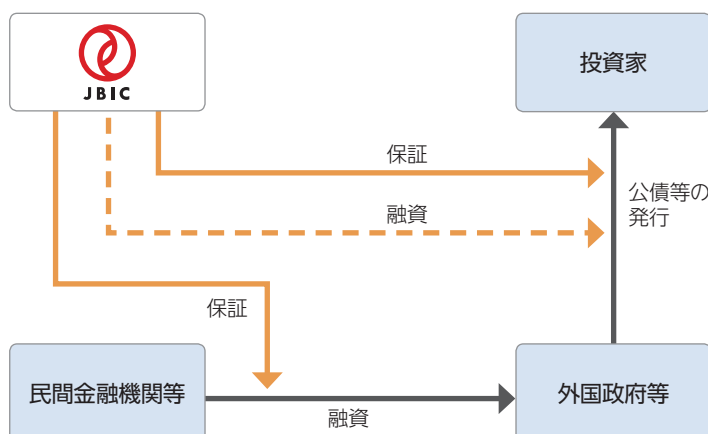
また、JBICは日本航空(株)(JAL)の航空機輸入に関する民間金融機関(計5行)融資の元本および利息等を対象と

する保証契約に調印しました。本件は、JALが運航する航空機をThe Boeing Companyから輸入するために必要な資金について、JALが民間金融機関より借り入れることを支援するものです。

JBICは、日本の航空産業の国際競争力の維持・向上に貢献するとともに、国民生活に不可欠な航空機の輸入を金融面から支援しています。

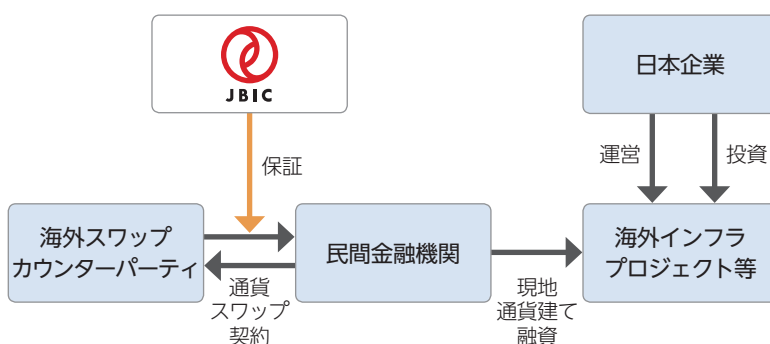
■ 協調融資保証／海外シンジケートローン保証／公債保証

開発途上国等に融資を行う場合には、外貨送金・交換リスク、カントリーリスク等が伴います。JBICがこのようなリスクを保証することにより、日本の民間金融機関の開発途上国に対する中長期融資を可能とし、開発途上国の民間資金導入および民間企業による海外ビジネスの拡大に貢献します。



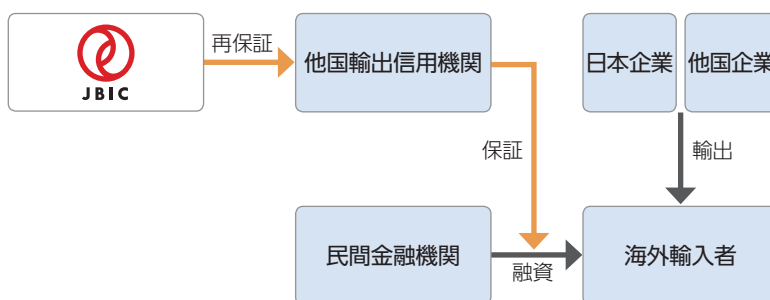
■ スワップ保証 (通貨スワップ等)

スワップ取引に対する保証を行うことにより、日本企業による海外インフラプロジェクト等に対する現地通貨建て融資等をサポートします。



■ 輸出金融における再保証

日本企業が他国の企業とともに設備等を輸出する場合、JBICが他国の輸出信用機関が行う保証等に対して再保証を行うものです。これにより、他国輸出信用機関との相互保証スキームの構築が可能となり、こうしたスキームを通じて、他国企業と協働する日本企業の輸出案件を機動的に支援します。



日本の地域金融機関によるルピア建融資を支援し、日系企業の現地通貨調達に貢献

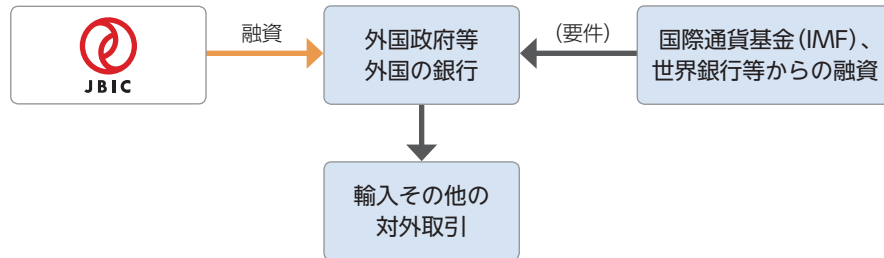
JBICは、(株)静岡銀行とインドネシア法人PT Bank CIMB Niaga Tbk (CIMB Niaga) との間で、両行間の通貨スワップ取引について、JBICが保証を提供する通貨スワップ保証の枠組みに関する一般保証契約および個別契約をそれぞれ締結しました。一般保証契約は、静岡銀行に対し、CIMB Niagaがスワップ取引の中途解約を行った場合の清算金支払債務の保証をJBICが行うことにより、静岡銀行によるルピア資金の円滑な

調達を可能とし、日系企業のルピア建資金調達を支援するものです。個別契約は、当該保証により(株)ユニバンスのインドネシア法人が現地でする自動車部品の製造・販売事業に必要な資金を、静岡銀行がルピア建てで融資することを支援するものです。本件は、日本の地域金融機関による初のルピア建て融資となりました。

ブリッジローン

国際収支上の困難を抱えた開発途上国政府の対外取引に対し、外貨資金繰りを手当するために必要な短期資金の貸付を行うものです。

JBICは、2013年1月、ミャンマー政府に対し、ブリッジローンを供与し、同国のアジア開発銀行 (ADB) および国際開発協会 (IDA) に対する延滞債務解消に貢献しました。



貸付債権の譲受け・公社債等の取得

国際金融分野における民間金融機関による融資や、日本企業等の資本市場からの資金調達を促進するなどの観点から、輸出金融・輸入金融・投資金融および事業開発等金融の各業務を遂行する場合には、資金の貸付または債務の保証に加えて、JBICは、借入人に対する他の金

融機関の貸付債権の譲受けや、借入人が資金調達のために発行する公社債等^(注)の取得を通じて与信を行うこともできます。

(注) 公債、社債もしくはこれに準ずる債券または信託の受益権が対象となります。

調査

個別案件の初期段階において当該個別案件に関する調査を行い、または個別案件に結びつき得る地域やセクターに絞った調査を行うことは、潜在的な優良案件を発掘する方法として有効であり、当該案件に対する日本からの資機材・サービスの輸出や日本企業の事業参画の機会拡大に結びつくことが期待されます。調査は、個別案件のマスタープラン作成、Pre-F/S、F/S (Feasibility Study) およびFEED (Front End Engineering Design) や、個別案件に結びつく地域およびセクターに

関する調査等、案件の実現に必要なあらゆる段階を対象とします。なお、調査完了後、最低年に一度は案件の進捗状況についてフォローアップの確認を行います。

調査は、以下の順で行います。

1. 調査対象の選定
2. 調査を行う業務委託先の選定
3. 調査の実施
4. 調査報告書の完成
5. フォローアップ

証券化・流動化

民間金融機関の活動を補完・奨励するため、JBICは証券化や流動化を支援する業務にも取り組んでいます。

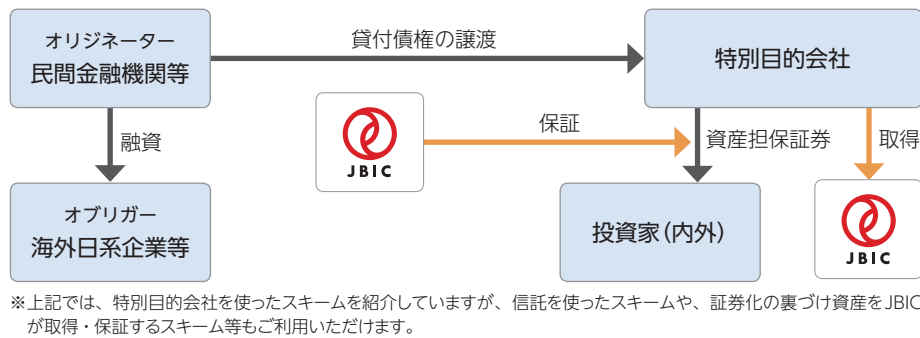
証券化の促進(保証)

特別目的会社や信託会社等が貸付債権等を担保として資産担保証券等を発行する場合に、当該資産担保証券の支払いを保証し、カントリーリスクやストラクチャーリスクを軽減することで債券発行を支援します。

証券化の促進(債券取得)

特別目的会社や信託会社等が貸付債権等を担保として発行する債券の一部を取得することを通じ、債券発行を支援します。債券取得によりオリジネーター^(注)の証券化ニーズを支援するとともに、マーケットの状況に応じて、取得した債券を市場に還流させることで、債券市場の活性化を促す効果も期待されます。

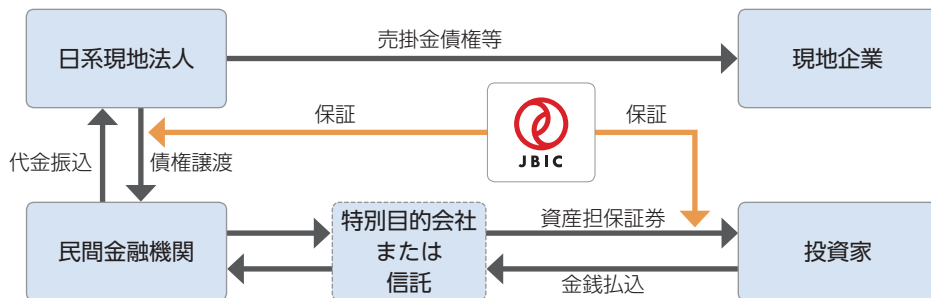
(注) オリジネーターとは、証券化対象資産の元々の保有者であり、証券化によって資金調達を行う者を指します。



売掛債権の証券化・流動化支援

日系現地法人が持つ売掛金債権等の金銭債権について、保証を付けることで、銀行による買取り(流動化)を促

進します。特別目的会社や信託会社が、日本企業の現地子会社等から譲り受けた金銭債権を担保とする債券を発行した場合における、当該債券に対する保証も可能です。



環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン

環境への関心が高まり、世界的に環境規制強化の動きが進む中、特に海外事業においては環境社会影響に関するリスクマネジメントが不十分なために事業の実施に重大な影響が出たり、社会的なレピュテーション・リスクを負う事例も少なくありません。

JBICでは、このような状況の下、業務遂行にあたり「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(環境ガイドライン)に基づいて、JBICの投融資等の対象となるすべてのプロジェクトにおいて、地域社会や自然環境に与える影響に配慮して事業が行われていることを確認しています。

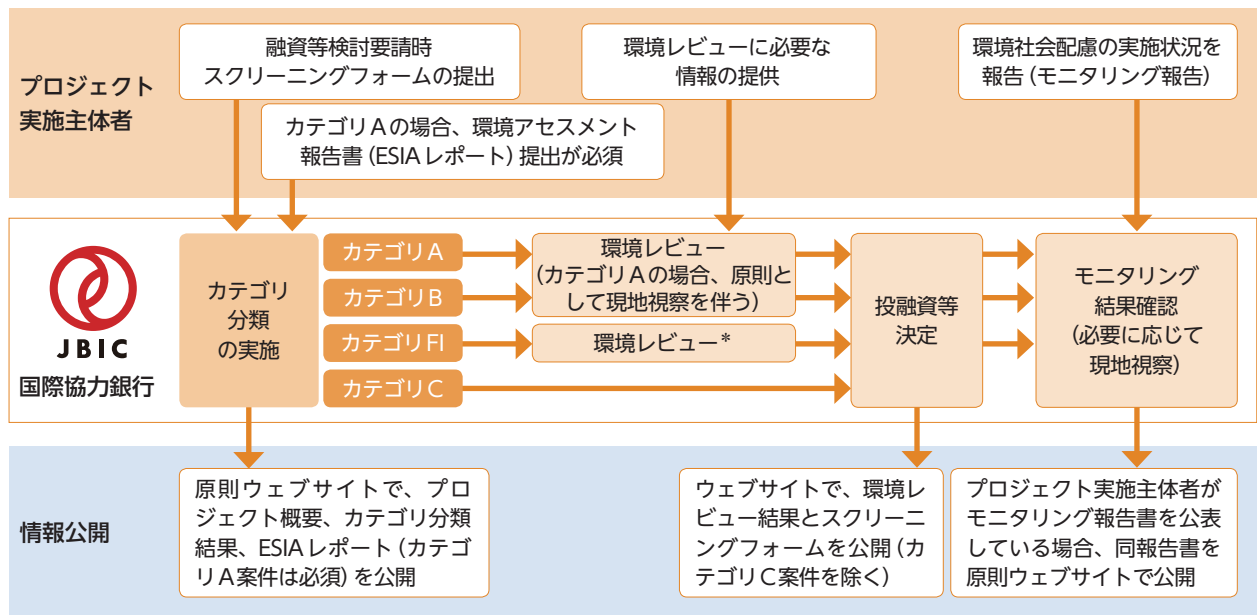
環境ガイドラインは、JBICが実施する環境社会配慮確

認の手続き、判断基準、投融資等の対象となるプロジェクトに求められる環境社会配慮の要件を定めたもので、JBICはプロジェクトの実施主体者による環境社会配慮が適切でないと判断した場合は、その是正を働きかけ、それでも適切に実施されない場合は、投融資等の実行を差し控えたり、借入人に期限前償還を求めることがあります。

また、原子力プロジェクトに関しては、2017年12月に制定した「原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針」に基づいて、プロジェクト固有の事項について、プロジェクト実施者等による情報公開および住民参加配慮が適切になされていることを確認することと

環境社会配慮確認手続き

環境社会配慮確認は、投融資等決定前に対象プロジェクトを環境への影響の程度に応じてカテゴリ分類する『スクリーニング』、環境社会配慮の適切性について確認を行う『環境レビュー』を経て、投融資等の決定後実際の影響を確認する『モニタリング結果の確認』という流れで行われます。



*カテゴリFIの場合、金融仲介者等を通じ、プロジェクトにおいて環境ガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認する。

スクリーニングにおいては、プロジェクト実施主体者等から提供される情報に基づき、プロジェクトの環境に及ぼす影響の大きさ等に応じ、次の4つのカテゴリに分類します。

カテゴリA	環境への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクト
カテゴリB	環境への望ましくない影響が、カテゴリAプロジェクトに比して小さいと考えられるプロジェクト
カテゴリC	環境への望ましくない影響が最小限かあるいは全くないと考えられるプロジェクト
カテゴリFI	JBICの投融資等が金融仲介者等に対して行われ、JBICの投融資等承諾後に、金融仲介者等が具体的なサブプロジェクトの選定や審査を行い、JBICの投融資等承諾前にサブプロジェクトが特定できない場合で、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定される場合

「特別業務」の対象拡大

JBICは、日本企業の海外インフラビジネスへの展開を一層後押しすることを目的に、海外インフラ事業を対象として、リスク・テイク機能を強化した「特別業務」を2016年10月より開始しています。

2019年3月、JBICは、日本政府が進める「質の高いイ

ンフラ投資」推進に向け、特別業務による支援対象を拡大しました。JBICのリスク・テイク能力を発揮することにより、技術的優位性を持つ日本企業の海外インフラ事業において、先進技術を用いた事業や新規取り組みの事業化を支援するものです。

特別業務において対象とする案件※

公共インフラ事業に対するファイナンスであって、**外国の政府、政府機関、地方公共団体**に対して行うもの

民活インフラ事業に対するファイナンスであって、当該事業の**需要の変動**がファイナンスの返済等に影響を及ぼすもの

民活インフラ事業に対するファイナンスであって、外国の政府、政府機関、地方公共団体が対象事業の**主たる収入の支払者(オフテーカー等)**となるもの

民活インフラ事業に対するファイナンスであって、当該事業に用いられる**技術の不確実性(技術リスク)**や**事業組成の不確実性(事業化リスク)**がファイナンスの返済等に影響を及ぼすもの

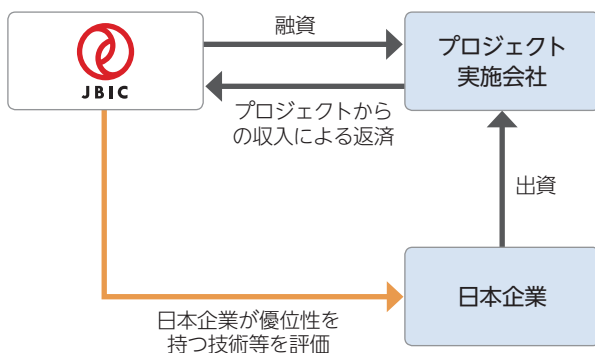
※対象分野は海外インフラ事業(海外における社会資本整備に関する事業)。いずれも一般業務ではリスク・テイクが困難なもの。

今回の対象拡大

対象を拡大した業務の具体的なイメージ

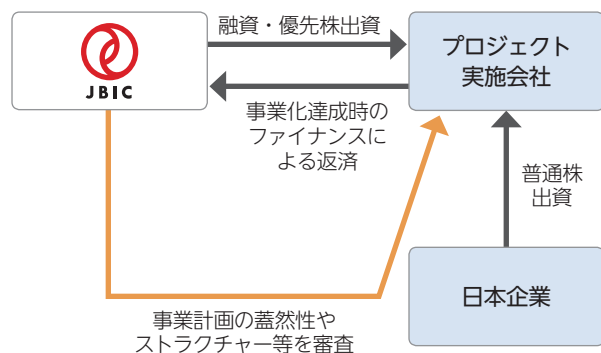
<技術リスク型>

十分な商業運転実績を有していない技術であっても、当該技術の実証実験・事業等の実績を分析した上で、商業運転が可能と判断される案件を支援



<事業化リスク型>

対象事業が建設・商業化に至っていないくとも、プロジェクト実施会社が初期的なF/S(事業性調査)は実施済である等、事業化に向けた段階にあり、事業計画の蓋然性やストラクチャー等を踏まえ、リスク・テイクが可能と判断される案件を支援



第三国市場等におけるプロジェクト推進に向けた他国等との連携

日本企業による海外事業展開にあたっては、「オールジャパン」による官民連携のみならず、他国の政府・政府機関・企業等をパートナーに当該国または第三国市場を目指す動きが注目されています。日本政府においても、「質の高いインフラ投資」や「自由で開かれたインド太平洋」等の政策の実現のため、こうした第三国市場等にお

ける他国との連携の枠組みを作るなど、協力関係の強化を図っています。JBICは、こうした日本政府の政策も踏まえ、第三国市場等でのプロジェクトの推進を図るべく、関係国の政府・政府機関や国際機関等との協力関係を強化しています。

日米豪によるインド太平洋地域を含む第三国における協調プロジェクトの促進



注1) アメリカ海外民間投資公社(Overseas Private Investment Corporation: OPIC)は、2019年10月に米国国際開発庁(USAID)の一部と統合し、U.S. International Development Finance Corporation (DFC)に改組されます。
注2) 豪州輸出金融保険公社(Export Finance and Insurance Corporation: Efic)は、2019年7月に Export Finance Australiaに改称されました。

JBICは、アメリカ海外民間投資公社(Overseas Private Investment Corporation: OPIC^(注1))、オーストラリア外務貿易省(Department of Foreign Affairs and Trade: DFAT)、および豪州輸出金融保険公社(Export Finance and Insurance Corporation: Efic^(注2))との間で、2018年11月、業務協力に関する覚書を締結しました。

日米豪3カ国政府は、2018年8月の日米豪閣僚級戦略対話等を通じ、自由で、

開かれ、包摂的で、繁栄するインド太平洋地域の維持・推進や、同地域のインフラ開発と、それを通じた連結性の向上に連携して取り組むことを確認しています。本覚書の締結は、4者が日米豪政府の政策を推進するもので、金融面での支援に向け協調することを通じ、インド太平洋地域をはじめとする第三国におけるインフラ、エネルギーおよび資源等のセクターで、日米豪企業が協調する個別プロジェクトの実現を促進するためのものです。

日中企業の第三国でのプロジェクトにおける協働の推進

JBICは、2018年10月、北京で開催された「日中第三国市場協力フォーラム」の機会を捉え、中国国家開発銀行(China Development Bank: 中国開銀)との間で、日中両国企業が参加または関与する第三国でのプロジェクトに対するJBICと中国開銀の協力の推進を目的として業務協力協定を締結しました。

近年、日本企業と中国企業が第三国市場においてそれぞれの強みを活かし、

補完しながらビジネスを展開する機会も増加しつつあります。日中政府間においても、こうした両国企業の協働が両国の経済分野での協力拡大、さらには、対象国の発展にとっても有益であるとの認識で一致しています。

JBICと中国開銀が協力して、日中両国企業が参加または関与する第三国におけるプロジェクトに対して、開放性、透明性、経済性、債務の持続可能性、法令順守といった



提供: (独)日本貿易振興機構 (JETRO)

グローバルスタンダードに則った金融支援を行うことは、日中両国のみならず、プロジェクト所在国へも裨益のある新規ビジネス機会創出につながる事が期待されます。

欧州域内外での日・EU間のビジネス機会創出に向けた協力を推進



JBICは、欧州投資銀行(EIB)との間で、業務協力協定を締結しました。

EIBは、欧州域内外における経済の統合とバランスのとれた発展に寄与するプロジェクト等に対し、長期ファイナンスおよび技術協力を供与する欧州連合(EU)の公的金融機関です。本協定は、JBICとEIBが、日本およびEUの政策を各々推進する公的金融機関として、欧州域内外における日・EU間の事業機会創出に向けた協業を進めることを目指しています。

日・EU間では、2018年7月の日EU経済連携協定(EPA)および戦略的パートナーシップ協定(SPA)の締結を受け、さらなる相互協力が期待されています。また、EIBは、イノベーションや低炭素化を含む環境保全等を重点分野として掲げています。このような中、JBICがEIBとの間で業務協力関係を構築し、知見を共有することで、両機関のファイナンス面等での連携を一層促進する効果が期待されます。

3 中堅・中小企業の海外事業展開に向けた支援体制

アジアを中心とする新興国の経済成長に伴い、現地生産を行う日系大手企業などの調達ニーズに応えるだけでなく、新興国市場での独自のビジネス拡大を目指す中堅・中小企業が増加しています。こうした海外事業目的の変化に伴って、中堅・中小企業の資金ニーズも多様化しています。

JBICは、中堅・中小企業の海外事業における資金ニーズの多様化に応えるため、日本の民間金融機関や現地の地場金融機関との連携を一層強化し、地方銀行や信用金庫を含む日本の民間金融機関との協調融資による個別融資スキームのみならず、民間金融機関を通じたツー・ステップ・ローン(ファイナンスリースを含む)で機動的な対応が可能となるように支援を行っており、また、現地通貨建て融資にも積極的に取り組んでいます。

中堅・中小企業向け支援の施策

JBICは、これまでの海外融資のノウハウ・経験を活用しつつ、投資金融や輸出金融などを通じて、中堅・中小企業を含む日本企業の海外投資や製品輸出などに必要

な長期資金を、民間金融機関との協調融資で支援しています。

日本の地域金融機関等との連携

海外進出を目指す中堅・中小企業にとって、取引行である地域金融機関による支援は、重要な役割を担っています。

JBICは、地方銀行をはじめ地域金融機関と連携し、海外進出などに関するセミナーを共同で開催するなど、地元企業の円滑な海外展開を幅広く支援しています。

2018年度は、中堅・中小企業が開発途上地域で事業展開を行う際の必要資金を対象とした融資枠(クレジットライン)の設定のための一般協定を、新たに各金融機関との間で締結(P80参照)しました。

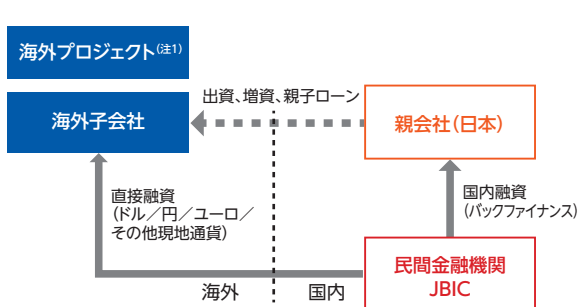
また、2018年4月には、信金中央金庫(信金中金)と業務協力協定を締結し、全国の信用金庫の取引先である中堅・中小企業の海外事業展開を支援するべく、各信用金庫に対してツー・ステップ・ローンを提供する枠組みを構築しました。

中堅・中小企業の海外展開支援のための5つの施策

- 1 数千万円規模の少額融資：新規設備資金に加え、設備更新などの融資
- 2 米ドル・ユーロ建、現地通貨建ての融資：米ドル・ユーロ建、現地通貨建ての融資
- 3 海外企業買収資金の融資：企業買収(M&A)を活用した海外進出に必要な資金の融資
- 4 民間金融機関(地方銀行・信用金庫・メガバンク)との連携：全国各地の中堅・中小企業の海外展開ニーズに対応した融資
- 5 海外駐在員事務所の活用：海外投資環境情報の提供や、現地政府とのトラブル解消をサポート

中堅・中小企業支援スキーム例

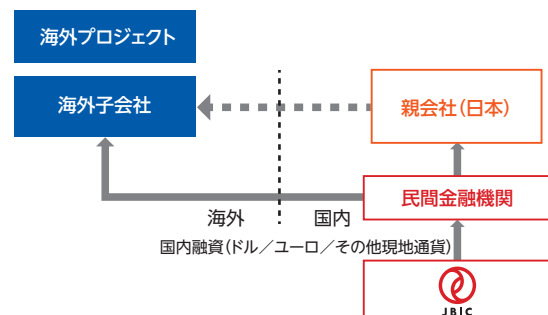
① 個別融資スキーム



(注1) 原則は開発途上国地域向けを対象。

※中堅・中小企業の定義：資本金10億円未満または従業員300名以下。大企業の連結子会社は対象外。

② ツー・ステップ・ローンスキーム(日本の金融機関経由)



中堅・中小企業支援クレジットライン設定金融機関一覧

承諾年月	銀行名
2015年 3月	SMFL Leasing (Thailand) Co., Ltd.
2015年10月	SUMITOMO MITSUI TRUST LEASING (SINGAPORE) PTE. LTD.
2017年11月	PT. SMFL Leasing Indonesia
2018年 2月	P.T. Bank Resona Perdanía
2018年 3月	Sumitomo Mitsui Finance and Leasing (Singapore) Pte. Ltd.
2018年 9月	PT. RESONA INDONESIA FINANCE
2018年12月	株式会社静岡銀行
2018年12月	株式会社横浜銀行
2018年12月	Bangkok Mitsubishi UFJ Lease Co., Ltd.
2018年12月	株式会社埼玉りそな銀行
2018年12月	株式会社常陽銀行
2018年12月	株式会社八十二銀行
2019年 1月	株式会社西日本シティ銀行
2019年 2月	株式会社東邦銀行
2019年 2月	株式会社北國銀行
2019年 2月	株式会社千葉銀行
2019年 2月	株式会社南都銀行
2019年 3月	株式会社広島銀行
2019年 3月	株式会社愛知銀行

(注) 2018年度末時点では有効となっている先に限る。

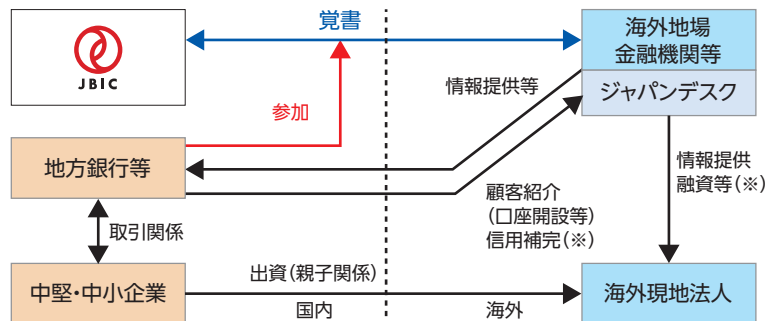
開発途上国地場金融機関等との連携

中堅・中小企業にとって、現地の情報に精通した地場金融機関からのビジネス・サポートを確保することも重要です。

JBICは、日系現地法人の支援にとどまらず、日系現地法人に原材料や部品を供給する地元企業の育成・支援を目的として地場金融機関へのツー・ステップ・ローンの供与を図るなど、地場金融機関との関係を強化してきました。

また、JBICは地場金融機関との間で、日本の地域金融機関を通じた中堅・中小企業の現地進出支援体制整備のための覚書を結んでいます。これまでJBICは、日本の地域金融機関を通じて中堅・中小企業の海外進出に関するニーズを確認しながら、地場金融機関との関係を強化してきました。この覚書の下で、地場金融機関による日系企業担当窓口(ジャパンデスク)の開設・拡充、進出企業の日本での取引先である地域金融機関を交えた具体的な協力・連携について協議する枠組みを構築しています。JBICでは、ジャパンデスクを設置する業務協力協定をアジア5カ国7地場銀行(タイ・カシコン銀行、インドネシア・バンクネガラインドネシア、インド・インドステイト銀行、フィリピン・BDO Unibankおよびメトロポリタン銀行、ベトナム・ベトナム投資開発銀行(BIDV)およびベトナムバンク)に加えてメキシコ4地方政府(アグアスカリエンテス州、ハリスコ州、グアナファト州、ヌエボ・レオン州)、1地場銀行(Banamex)と締結しています。

海外地場金融機関等との連携スキーム



(※) 各地方銀行の信用補完による地場金融機関からの融資のためには、別途、各地方銀行-地場金融機関間で個別の業務協力協定の締結が必要。

現地通貨建て融資による支援

JBICは、タイ・バーツ、インドネシア・ルピアおよび中国・人民元などの現地通貨建てでの融資も行っています。特に、進出先国において内需型のビジネスを展開する中堅・中小企業にとって、現地通貨建てでの安定した資金調達は、事業戦略上も重要な課題となります。JBICは、長期・固定金利の現地通貨建て融資を用意し、民間金融機関と協調融資する形で取引先である海外現地法人に直接融資しています。現地通貨建て資金ニーズの部分をJBICが融資し、民間金融機関は国内親会社経由の円建て融資で対応するような協調融資も行っています。

日本の地域金融機関によるルピア建て融資を支援

インドネシアでは、安定的な経済成長や市場規模の大きさ等を背景に現地日系企業の設備投資意欲が高まっています。インドネシア国内の資金決済においては、ルピア使用が義務化されており、日系企業の長期のルピア資金ニーズが高まっています。

このような状況の下、株式会社静岡銀行とインドネシア法人PT Bank CIMB Niaga Tbk (CIMB Niaga)との間の通貨スワップ取引について、JBICが保証を提供するための諸契約を締結しました^(注)。本件は、静岡銀行の通貨スワップ取引先となるCIMB Niagaがスワップ取引の中途解約を行った場合の清算金支払債務の保証をJBICが行うことで、静岡銀行によるルピア資金の円滑な調達を可能とし、それにより現地日系企業のルピア建て資金調達を支援するものです。

なお、この枠組みの下、株式会社ユニバンスのインドネシア法人PT. UNIVANCE INDONESIAがインドネシア西ジャワ州にて実施する自動車部品の製造・販売事業に必要な資金を、静岡銀行からのルピア建て融資により借り入れることを保証により支援しました。本件は、日本の地域金融機関による初のルピア建て融資となりました。

(注) 当該契約は複数の個別案件を念頭に置いた契約であり、中堅・中小企業のみならず大企業への支援も可能な枠組みとなっています。

情報提供・セミナー等

JBICでは、中堅・中小企業の海外事業展開に対するコンサルティングを行うとともに、取引先企業に対して、中国、インド、ASEANの10カ国、北米、中南米、中東等について専門家による法務・会計・税務にまつわる外資規制、雇用・労働問題、契約締結関連、会社設立などのアドバイザリー・サービスを行っています。

また、地方銀行をはじめとする地域金融機関や地方自治体、商工会議所等とも連携し、海外進出に関するセミナーや相談会の開催等を行うとともに、日本企業の主要な進出先各国の投資環境について、現地調査を踏まえてガイドブックとして取りまとめ、冊子やウェブサイトを通じて広くご提供しています。

2018年度は、メキシコ、ミャンマー、フィリピン、中国の投資環境についてガイドブックをまとめました。

JBICでは、地元企業の海外進出を支援する地方自治体や商工会議所との連携により、「移動相談室」を各地で開催しています。移動相談室については、仙台、太田、東京、名古屋で定期的に行っており、海外投資環境や長期資金の調達方法等に関するご相談に応じています。

